

令和元年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年9月4日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	笹沼公一君
総務課長	高林伸栄君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	小松重隆君	住民課長	大森新一君
生活環境課長	大武勝君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	益子泰浩君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	薄井亮君
小川出張所長	藤田善久君	上下水道課長	田代喜好君

農業委員会 小室利雄君 学校教育課長 板橋文子君
事務局長
生涯学習課長 佐藤裕之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 岩村房行 書記 笠井真一
書記 金子洋子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎一般質問

- 議長（小川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 川 俣 義 雅 君

- 議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可します。
川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

- 4番（川俣義雅君） おはようございます。
4番、日本共産党、川俣義雅です。3項目質問をします。
第1項目は、町が管理する浄化槽の点検、清掃についてです。
第2項目は、株式会社まほろばおがわの経営についてです。
第3項目は、馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入についてです。
まず、第1項目の町が管理する浄化槽の点検、清掃について、細目2点伺います。

下水道のない地域において、浄化槽は水環境改善のためにはなくてはならない存在になっています。浄化槽は、浄化槽管理士が保守点検を行い、その管理士の指示で清掃業者がくみ取り清掃を行って、その機能が維持されています。

私が聞き取りをしたところによると、町は16カ所の浄化槽を5つの課で管理しています。その中で、保守点検業者とくみ取り業者が別であるのが7カ所、同じであるのが9カ所となっています。浄化槽の点検と清掃がどのように行われているのか、16カ所全てについて質問する時間はありませんので、具体的に2カ所取り上げます。

生涯学習課で管理している馬頭運動場の公衆トイレと、馬頭西体育館トイレについて具体的に伺います。

1点目は、2カ所それぞれの点検と清掃の契約はどのように行われているのでしょうか。

2点目は、それぞれの点検時と清掃時に職員が立ち会っているのかどうかお聞きします。

お願いします。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、町が管理する浄化槽の点検、清掃についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、点検と清掃の契約についてですが、町が管理している、特に体育施設、馬頭運動場、馬頭西体育館も含みますが、浄化槽法の規定に従い、保守点検については浄化槽管理士の資格を取得している業者、清掃につきましても、浄化槽清掃業の許可を取得した業者へ依頼し、実施しております。

浄化槽管理業務については、毎年度、町内有資格業者より見積もりを徴し、単年度の業務委託契約として執行をしております。

清掃につきましても、年1回以上の清掃が義務づけられておりますことから、浄化槽管理士の判断のもと、清掃を行っているところであります。

次に、2点目、点検時と清掃時の立ち会いについてですが、浄化槽の管理については、定期的な保守点検と清掃を浄化槽の規模に応じまして法律で定めた回数を行い、それとは別に年1回の法定検査を受けることが義務づけられており、その結果を設置者へ報告し、その記録を3年間保管しなければならないと定められております。点検、清掃については、資格を取得し、許可を受けた者が行うこととされており、現在は有資格者による作業であることから、点検、清掃ともに立ち会いは行っておりませんが、その都度、提出される点検結果報告書等を確認しております。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問に入ります。

1点目の契約に関してですが、今年度はそれぞれ、点検と清掃ですが、何社から見積もりを取って業者を決めたのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の見積もり徴取業者の数でございますが、それぞれ生涯学習課が所管いたします施設につきましては9施設ございまして、それぞれ3社以上の見積もりを徴しております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 馬頭運動場と馬頭西体育館についてですが、ずっと同じ業者に委託してきたのですか、それとも途中で変わっているのでしょうか。お願いします。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 特に馬頭運動場でございますが、馬頭運動場の浄化槽については、一応1社において点検、清掃ともやっております。また、馬頭西体育館につきましては、点検についてと清掃につきましては別業種ということで、過去のデータはちょっと持ち合わせてございませんので、30年度の実績ということでお答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 同じ業者に委託してきたのかどうか分からないということですので、後で調べていただきたいと思います。

浄化槽協会というのがありまして、かなり以前のことなんです、現在あるかどうか、それは定かではありませんが、その浄化槽協会が保守点検受託の料金表を示していました。それは承知していますか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 議員ご質問の件につきましては、いわゆる清掃業と保守点検

業とございまして、私どものほうでは、清掃業務に関しましての手数料に関するデータは確認しております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） そうすると、保守点検の料金表というのはわからないということだと思います。

私が手にしました浄化槽協会の保守点検の料金表には、協会標準料金と世上の料金、世上というのは世の中一般というような意味かと思いますが、の料金表が書かれています。前者は、つまり協会の標準料金は、後者の2倍ほどの金額になっています。例えば、30人槽の場合、標準料金は年間8万1,000円、世上の料金は4万500円と書かれています。ちょうど2対1、大きな差があります。それらを踏まえて、確かめて、今後の契約に当たる考えはあるでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 第1回目の答弁でもお答え申し上げましたとおり、年度当初に見積もりを徴収いたしまして、執行いたしているものでございますので、金額的なものにつきましては、各企業におかれましての自助努力というところもございまして、そういったものも参考にしながら、あくまでも見積もりは業者におかれましての、有資格業者におかれましての基本的な考え方は努力というようなこともございまして、そういったものも参考に、今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 今、あるかどうかかわからないと先ほど私言いましたけれども、協会の出している本の中で、標準料金と世上の料金と、そういうのがあったわけです。それが今どうなっているかはわかりませんが、そういうことがあるとしたら、一体町はどのレベルで委託しているのか、そういうことをしっかりと確認しながら、今後の業者を決めていただきたいと思いますというふうに思います。

馬頭運動場と西体育館の2カ所のうち、1カ所は点検と清掃の業者が同じで、もう1カ所は別になっていますが、それは問題ないと考えますか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の異業者において点検と清掃を実施していることに関しましてでございますが、当方といたしましては、浄化槽管理士が浄化槽清掃業の許可がない場合、管理士とは異なる業者が清掃を行うこととなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 本来は、点検と清掃は別々の業者を選定すべきはないかという考えがあると思いますが、どう思われますか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 先ほどもご提案申し上げましたとおり、浄化槽管理士の指導のもとに清掃を行うことと考えておりますので、やはり異業者が点検、清掃を行うことも含めまして、あくまでも浄化槽管理士の指揮のもとに実施されるものと理解しております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 保守点検とくみ取り清掃業者が同じというのはなかなか、保守点検を行う管理士の指示、それが本当に信頼できる指示なのかどうなのか疑いを持たれかねない、そういうこともあると思います。そういうことも勘案しながら、今後、保守点検業者と、それからくみ取り業者と同一でもいいのか別々にしたほうがいいのか、考えてやっていただきたいと思っております。

2点目の点検時と清掃時の立ち会いについての質問です。

立ち会いを行っていないということなんですが、本来なら立ち会うべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、浄化槽管理士の指導のもとに清掃を行っていただいているという状況でございますが、やはり浄化槽管理士は有資格者ということで私ども理解しているところでございますので、その方にやはり資格に基づいて、立ち会い等指揮をいただきながらやってまいったところでございますが、今後につきましては、やはり保守管理業者のいわゆる有資格者様と打ち合わせを行った上で、今後そういう方法につきましても、こういった方向づけをすればよろしいのかということと打ち合わせしながら、今後ますますさらに適正な浄化槽の管理に務めてまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 保守点検に職員が立ち会った場合には、どんなことがはっきりすると思いますか。職員はどんなことがわかると思いますか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） やはり2つの方式がおありになるかと思いますが、全ばっ気方式と分離ばっ気方式のいわゆる汚泥の清掃ということになります。そのときにわかることは、やはり必ずいわゆる種汚泥と申しますか、そういったものを残すと。機能の保全をするためには、そういったものを残すということがやはり一つの方法だというふうに読んだことがございまして、そういったことを確認する意味では、その種汚泥を残しているかどうか、そういったものを確認するためには、立ち会いも必要な部分があるのかなと思いますが、そういったことはやはり何回も恐縮でございますが、有資格者の資格に基づいて実施するものと理解しております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 保守点検に立ち会えば、浄化槽の中がどんな状態になっているのか、そして、どんな状態になったときに管理士さんがくみ取り清掃を必要と判断するのかがよくわかると思います。そういうことを、職員としては町の予算を使って頼んでいるわけですから、きちんと確認する必要があると私は思います。

次に、くみ取り清掃に立ち会えばどんなことがはっきりわかると思いますか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問のくみ取り作業の立ち会いについてどのようなことがわかるかといいますと、やはりその浄化槽の中のいわゆる量がどの程度たまっているかということもわかると思いますし、また、そのたまった量、どこまで清掃、抜くのかということ、それとやはりその中にはそれぞれのいわゆる機能が低下しないような種汚泥等も確認できるという点があるかと思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） どういう状態のものをくみ取ったか、それから、どれだけの量をくみ取ったか、清掃の前と後の浄化槽の内部の違い、それらがよくわかると思います。実態を知らずに予算を執行させることはあってはならないことだと思いませんか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） やはり予算を執行する上では、それぞれ所管担当によりまして、そういったことを確認するべきところはあると考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 町が直接管理している16カ所の浄化槽の点検、清掃には、毎年数百万円の予算が使われています。そのほか、町が直接管理していなくても町が関係している浄化槽は、町営住宅のトイレなどたくさんあります。少なくとも現在直接管理している浄化槽についてはすぐに立ち会って、職員が目できちんと確かめ、それが有効に使われていることを町民に自信を持って報告できるようにすべきだと思います。

点検時と清掃時には業者から連絡をしてもらい、必ず職員が立ち会うようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の点検、清掃時の立ち会いにつきましては、立ち会い日時の告知等、その方法について保守管理業者と打ち合わせをいたした上で、さらに適正な浄化槽の管理に務めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） どこから言われても、自信を持ってきちんと行われていることを説明できるようにしていただきたいと思います。今回は町が直接管理している浄化槽16カ所のうち、生涯学習課が管理している2カ所について質問を行いました。決算審査では当然ながら、他の課が管理するものも全て質問しますので、よろしくお願いします。

第2項目の質問に移ります。

株式会社まほろばおがわの経営についてです。

まほろばおがわは、小川町時代にいわゆる第三セクターのまほろば温泉等に限定した特別な会社として、平成13年に設立されました。町が筆頭株主になっていて、町長が代表取締役を務めています。年間入場者が約10万人、町にとっては大変重要な施設です。このまほろば

おがわの経営について、2点伺います。

1点目は、まほろばおがわの社員の勤務規定、退職に関する規定、再雇用についての規定がどうなっているかです。

2点目は、今後、まほろばおがわを指定管理へ移行することを考えているかどうかです。この点に関して、現在の株式会社まほろばおがわが指定管理者なんだという認識なのかどうか、はっきりしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 株式会社まほろばおがわの経営についてのご質問にお答えします。

まず1点目、従業員の勤務規定、退職に関する規定、再雇用の規定についてですが、勤務時間につきましては1日8時間で、1週間40時間以内となっており、営業時間が午前10時から午後9時までとなっているため、早番、遅番体制での勤務となっております。

次に、退職に関する規定については、定年は満60歳とし、誕生月の末日をもって定年退職となっています。

再雇用の規定については、定年退職に達した者でも業務上の必要がある場合、会社は本人の能力、成績及び健康状態などを勘案して選考の上、新たに採用することがあると規定されています。

次に、2点目、今後、指定管理者への移行についてですが、現在、株式会社まほろばおがわが指定管理者として管理運営を行っているところです。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問に入ります。

まず1点目に関してです。

現在の正規社員は何名で、最近、社員数に変化はありましたか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 社員数についてでございますが、現在、正社員が2名、臨時職員、パート職員合わせまして18名、20名体制でございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 最近、社員の数に変化はありましたかという質問に答えていません。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 失礼しました。7月いっぱいをもちまして、1名の正社員が退職したところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 正規社員が2名になったということですが、正規社員が2名でも、まほろばおがわは今までのように営業を続けることができると判断しているのですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 8月から現体制で運営をしております、1カ月を経過したところでございますが、経営については順調に運営ができていると考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 最初のところで課長がお答えになったように、勤務には朝番と遅番がありますね。早番と遅番の始業と終業の時刻はどうなっていますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 終業と始業、早番遅番、現在、ここでちょっとお答えすることができません。申しわけありません。後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 早番は8時から17時、遅番は13時から22時となっています。正規の社員が最低1人は、営業時間中に最低1人はいなければならないと思いますが、そうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） シフトの状況によりまして、基本的には正社員が1名おるということが望ましいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 現在、正規社員が2名ということは、基本的にはまほろばおがわは毎

週月曜日が休日となっているので、週6日営業しているということになります。そうすると2人は週6日勤務しなければ、誰かが、正社員が1人必ずいるということにはならないと思いますが、週6日勤務ですと、2人とも週48時間働くことになります。1カ月を平均して1週40時間以内という勤務に関する就業規定があるのにもかかわらず、初めから超過勤務が前提になりますね、どうですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 現場の状況につきまして、詳しく把握していない状況でございますので、今後、しっかり会社と状況を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 課長は取締役だと思いますが、その取締役が現場の状況を詳しく把握していないと。先ほど、2名になってもできていると、営業はスムーズにできているというお話があったにもかかわらず、実態はよくわからないということです。ちょっとおかしいと思います。勤務時間の規定40時間に当てはまらないことを公然とやらせていることになると思いますが、それは明らかに社員の就業規則違反ではないですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、その辺の実情を確認をいたしまして、適正に運用できるような形をつくってまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 2人の正規社員には、当然ながら休暇がありますね。社員の休暇は1年間で何日が保障されていますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 勤務年数によりまして付与されてございます。現在、何日というのは、私は現在把握しておりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 余りにもずさんだということを言わざるを得ません。年間20日、休暇が与えられています。前の年の繰り越しを入れれば、最大40日ということになっています。

1人が休暇をとると、もう一人の社員が8時から22時まで連続勤務することになりませんか。そうでないと責任を負えないということになると思いますが、いかがですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 正社員、臨時、パート職員、それぞれ勤務の中での役割等ございますので、その中で職員自身がしっかり勤務条件にのっとって勤務をしていただければ、そのようなことはないと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） それは無理でしょう。1人が休めば、社員はもう一人しかいないんです。責任を持っていろんな事態に対処できる社員というのは正社員しかいませんので、そうしたら、当然ながら休暇をとらなかった、とった社員のほかのもう一人は、8時から22時まで勤務することになると思います。必然的にそんな勤務を強いることは、就業規則違反ではないでしょうか。

○議長（小川洋一君） 休憩願います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 株式会社まほろばおがわが経営の指定管理ということでございますので、全てその会社のほうにお任せをしているという状況でございます。その辺、会社でしっかりと対応していただけるようにしていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） まほろばおがわの取締役はどなたでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 取締役につきましては、私もなっておりますが、商工会の会長さん、また、なす南農協の組合長さんが取締役になってございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 社長は町長ですね。それはもうわかり切っていることです。社長が町長であるその会社に任せているということなんですね。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私が代表取締役でやっております。

ただ、この件に関しましては、株式会社まほろばおがわの経営の内容でございますので、議会の質問、今の川俣議員の質問にお答えすることが妥当かどうか、これは私は、はばかられるところでございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私は発言通告で、まほろばおがわの経営についてということで質問すると通告しています。ですから、その質問に答えられないというのはどうしてもおかしいと思います。質問続けます。

どう考えても、まほろばおがわは正規社員が3人以上いなければ、就業規則を守ることはできないのではないですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、会社にお任せをしているということでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 代表取締役が町長で、取締役4人のうちの1人が商工観光課長ということですので、その本人が会社にお任せというのは全くおかしいと思います。2人では就業規則は守れないとすれば、それはきちんと確かめてもらいたいんですが、最低もう一人は正規社員を雇用しなければならないというのが現在の認識ではないですか、違いますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） その点につきましては、会社の経営上の状況をしっかり把握させていただきまして、取締役としての立場をしっかりと発揮してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 全く話になりません。

質問続けます。

7月に定年に達した方の役職名は何ですか。勤続何年になりますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 役職につきましては、支配人という役職でございます。勤務
につきましては17年でございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 定年の規定、その方が60歳に達する誕生日の月の月末をもって退職と
いうことが書かれているということでしたが、その定年の規定にはただし書きがあると思
いますが、それを読んでいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） そのただし書きにつきましては、先ほど第1回目ですね、答
弁させていただいたとおりでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） ただし書きでは、新たに採用することもあるということが書かれてい
たと思います。そうすると、その退職した方にですが、改めて採用するのか、それともその
月末をもって退職してもらうのか、誰がいつ、どのような場で決めたのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） あくまで会社の内部でのことでございますので、ここで答弁
は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） ただし書きがあるので、退職された本人にとっては7月をもって退職
になるのか、あるいは、ただし書きがあるので今後も勤務を続けるのか、そういった迷いが
あったと、あるいは期待があったと、そういうようなことも考えられます。本人の意思は確
認したのですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 先ほども申し上げましたとおり、会社内部での判断でございますので、ここで答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 「定年をもって退職してもらおう」と本人にきちんと伝えたのはいつでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 先ほども申し上げたとおり、その辺については差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君に申し上げます。ただいまの質問は、通告された内容から関連範囲を超えております。通告内容に沿って質問はしていただきたいと思えます。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 発言通告では、きちんとそれにのっとってやっているというふうに私は思います。社員の勤務規定、退職に関する規定、再雇用についての規定がどうなっているかということを知ることになっていきますので、それに基づいて質問を続けています。

改めて聞きますが、この方を退職させた、会社に残さなかったというのはどういう理由からでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 先ほども申し上げましたとおり、会社の判断でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 事前に課長と話したことがあります。その際、課長は、まほろばおがわの経営状態がよくないので、本人都合ではなく、会社の都合で退職してもらったというふうに答えていましたが、それは本当なのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） この場で答弁することは差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) では、会社の都合で退職してもらおうということがあるのかどうか。あるとすれば、どの法律に根拠を持ちますか。

○議長(小川洋一君) 商工観光課長。

○商工観光課長(薄井 亮君) 法律でございますが、普通退職というんですか、そういった規定も、解雇ですね、普通解雇という方法もございます。

○議長(小川洋一君) 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) どの法律にということはおっしゃっていません。そういうことができるというお答えだったと思います。

町長はこの会社の社長ですから、当然ながら高年法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、一般的には高年齢者雇用安定法というのがあるのは知っていますね。簡単に言うと、どのような法律でしょうか。

○議長(小川洋一君) 川俣君、それは通告に入っておりませんので。

川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) 再雇用に非常に深く関係することです。これはちゃんとそういう質問をするということは入っていますので、よろしくお願いします。

○議長(小川洋一君) 町長。

○町長(福島泰夫君) 議長、ただいまの質問、私、前にも申し上げたことあるんですけども、ご自分でしっかり把握なさっていて、それを聞く。それが私、言葉は悪いんですけども、社会のテストの問題じゃないですと答弁したことがあるんですけども、そういうお答えをさせていただきます。

○議長(小川洋一君) 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) 高年法という法律を知っていますか、知りませんか。それだけでも結構です。

○議長(小川洋一君) 町長。

○町長(福島泰夫君) 完璧に、一字一句把握しているわけではございませんが、存じ上げています。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 現在60歳の方は、65歳にならないと年金が受給できません。基本的にはそのことがかかわっています。高年法、原則として定年を迎えた高齢者が希望する限り、企業は65歳までの継続雇用をする制度を設けなければならないという法律です。

私は、労働法に詳しい弁護士さんに会ってきました。その弁護士さんいわく、このまほろばおがわの社員就業規則は、高年法に明確に違反した非常にわかりやすいケースだと。もちろん、全ての責任は社長にあると。さらに、本来なら希望すれば引き続き働き続けられたのに、その機会を不当に奪ったことになり、当然ながら8月からの賃金に相当する金額は、その本人に支払う義務が生じると言っていました。

60歳定年なら、65歳までの5年間の再雇用制度を設けなければならないというこの高年法に対して、まほろばおがわでは明確に再雇用制度の規定は設けてはいません。つまりまほろばおがわの社員就業規則は、完全に高年法に違反していることになりませんが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 就業規則につきましては、安定所のほうから改正が必要であるといった指導を受けておるということでございまして、その改定の作業を進めているというところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ということは、今現在は法律違反の状態だということを言ったのと同じだと思います。

まほろばおがわの社長は、再雇用制度が就業規則にたとえ書かれていなくても、60歳で退職になる方の今後について、65歳で年金が受給できるまでの間、どうやって収入を得てもらおうかということ、責任を持って考える必要があったのではないのでしょうか。考える必要はないと考えていたのですか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 考える必要はあると考えておりました。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） この方は、小川町時代から長い間、支配人として多大な努力を重ねてきたと思います。そうだとしたら、支配人として引き続き採用するのか、別の任務で残ってもらうように考えるか、どちらか考えるのが当然ではありませんか。今はどう思っていますか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この件に関しましては、会社の内部のことですので、お答えは差し控えてさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 高年法、高齢者雇用安定法は2012年に改定になりました。そして、65歳まで継続雇用する制度を設けていない企業に対しては、県の労働局が指導を実施し、それでも是正しない企業名は公表できるとなっています。

確認をしたいと思います。勤務時間の規定が守られるよう、正規社員を最低でも3名体制に戻すということでもいいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 質問の趣旨がどうかはちょっとはばかるところでございますが、会社の内部のことですので、会社の内部で検討をさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 社員就業規定に再雇用に関する定めを早急につけ加えることはよろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） これにつきましても、会社の内部で検討させていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 先ほど課長のほうは検討していくという答えをされました。

この1点目に関しての最後の質問です。

今回退職になった方の意思をこれからでもきちんと確かめ、本人が希望すれば、改めて雇用することはあり得るということでもいいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この件に関しましても、会社の内部のことですので、差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 町民の代表である町長には、働く者に対する人間としての温かさを持ってもらわないと困ります。そして、法律をきちんと遵守する立場をしっかりと持ってもらうなければなりません。心していただきたいと思います。

2点目についての再質問に移ります。

指定管理かどうか、まほろばおがわという株式会社が指定管理になっているというお答えでしたが、質問をします。

では、まほろばおがわが指定管理者になったのはいつで、応募はいつ行ったのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 指定管理者になったのは、平成18年度からということございまして、4回ほど指定管理者としての切りかえを行ってきたところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 指定管理者制度そのものが、18年度前からあったという認識なんでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この株式会社まほろばおがわにつきましては、設立当初から第三セクターの会社として運営をされておりました。それが平成18年、今から十二、三年前から指定管理者という制度で議会の議決をいただきまして、指定管理者として指定をさせていただき、3年ごとに更新している、このように記憶しております。直近では、今年の3月議会で指定管理者として指定をさせていただいた、このように記憶をしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 指定管理者の募集はいつ行ったのでしょうか。一番直近でいいです。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 昨年3月議会の会議録、今ここに持ち合わせていませんけれども、募集ではなくて、これまでずっと運営をしていた、こういう実績のもとに指定管理者をお願い

した、そして、議会の議決をいただいた、同意をいただいた、このように記憶しております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） まほろばおがわが指定管理を受けたということですが、指定管理料は年間幾らになっていますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 指定管理料はございません。ゼロでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 指定管理料幾らでこの建物を管理、運営していくのかということを決めて、お願いするのが指定管理だというふうに私は考えます。

ゆりがねの湯を取り上げます。ゆりがねの湯は指定管理者として募集して、その要項もきちんと発表されています。平成25年には26年から28年までの募集をしています。そして、コスモフラップという会社が指定管理料1,050万円で引き受けています。平成28年には29年から30年度までの3年間を大高商事が指定管理料やはり1,050万円で引き受けていると。2社とも、そのゆりがねの湯に限定した会社ではないと思います。そういうふうに指定管理料がきちんと設定されて、応募によって決められているのが指定管理だというふうに思います。

まほろばおがわは、何回も今出てきましたけれども、町が出資する、民間も出資する、そういうことで第三セクターの形をとっています。社長は町長ということですから、ゆりがねの湯などと、いわゆる指定管理者制度とは全く違う経営形態を行っています。ですから、例えばゆりがねの湯の指定管理者である大高商事には、町は全く出資していないと思います。取締役も出していない。それとはまほろばおがわは全く違う形態です。

先ほど言ったように、社長が全ての責任を負う、そういう株式会社になっています。ですから、支配人をやめてもらうかどうかについても、社長あるいは取締役会等で決めて、それを実行すると。もし、ゆりがねの湯の大高商事が誰かをやめさせたいということでしたら、町長がそれに関与するというようなことが全くないと思います。

そういう観点から、ゆりがねの湯と、それからまほろばおがわは全く別の形態であると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町長が社長であっても、株式会社まほろばおがわが指定管理者として

まほろばの湯、湯親館を管理運営させていただいています。

この件につきましては、当初、第三セクターで発足をいたしました。最初は施設も新しい、それから人口も多かった、そういうことで十数万人、年間来場者がございまして、非常に経営も安定していて、利益も出ておりました。それが、13年前から指定管理者という形に変わりましたけれども、その時点でもまだ利益が出ておりましたので、指定管理料を払う必要がない、このように判断をさせていただき、会社もそれでいいと。

ただ、その後、その時点では、例えば施設の老朽化、あるいは故障につきまして、200万円以下のものは会社が見る、それ以上のものは町が見る、こういう形で運営をしておりましたが、施設の老朽化とともに補修の頻度、あるいは箇所もふえてまいりまして、会社の経営を圧迫する、このような状況になってまいりました。その時点で、町のほうは200万円以下は会社負担という部分を減額してまいりまして、現在は30万円以上は町の負担で改修をする、このような状況になっています。

それから、各部門におきましても、今、経営のやり直しをしておりまして、いずれ赤字がもっと膨らむ時代が来るかもしれません。そのときに町の指定管理料が発生するかもしれませんが、それ以前に自助努力で、いかに赤字部門を減らし、またたくさんのお客さんに来ていただいて経営をよくしていくか、この自助努力、これを優先的に考えて経営をさせていただきたい、このように思っておりますので、また、この株式会社まほろばおがわが大高商事とは違う、当然違う会社でございしますが、同じ株式会社としては同等だと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） まほろばおがわの温泉施設そのものの所有者はどこでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 所有者は町でございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） だとすれば、そうなんですけれども、修繕費とか修理費、そういうものは当然町が出すべきものだというふうに私は思います。あくまでもまほろばおがわは管理運営を行っているのであって、修繕などの費用は、当然その所有者である町がその費用は出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 指定管理という形で管理運営をお願いしているところございまして、その協定書の中で役割分担を明確にしているところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 指定管理と言いながら、普通でしたら、指定管理者を募集するというのが当たり前のやり方ではないですか。ゆりがねの湯なんかはそうやって募集をして、それに応えて幾つかの会社が応募して、それでどの会社にやってもらうかというのを決める、そういうやり方をやってきたんですが、なぜ、まほろばおがわについては募集をしないんですか。失礼しました、ごめんなさい、まほろばおがわについて募集ではなくて、まほろば温泉の施設についての管理運営について募集を行わなかったのかお聞きします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 先ほど町長からも、設立の趣旨等を答弁させていただきました。まほろばおがわの温泉施設を管理するために、町独自で資金を集って会社をつくり、運営していくというような設立の趣旨がございます。本来ですと公募をしてということでございますが、そういった設立趣旨がございますので。また、今までの管理運営の実績等も踏まえまして、非公募という方式で指定をさせていただいているところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 一般に言われる指定管理というのとまほろばおがわの方式は、全く異なるものだというふうに思います。今後、普通に言われる指定管理への移行を考えているかどうか質問いたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今後、今のまほろばおがわ、先ほど答弁させていただきましたように、自助努力で経営を改善してまいりたい。その中で、本当にどうしても赤字が出てどうしようもない、もう指定管理料を町から財政支援をしなければ運営をしていけない、このような状況になったときは、株式会社まほろばおがわも含めて、そういう状況があり得るかもしれませんという答弁しかできません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 非常にわかりにくい答弁がずっと続いていたと思います。そして、内部のことなので、ここでは言えないというようなことも多々ありました。何回も言いますが、町長が社長を務めているわけです。この会社の経営がガラス張り、どこから見ても非の打ちどころがないというような形で運営されることを望みたいと思います。

以上で質問時間が来ましたので、3点目については、時間がなくて伺えませんでした。次回に回したいと思います。これで質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益子明美君

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問を許可します。

益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 9番、益子明美です。

通告書に基づき、3項目を質問いたします。

町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

1項目め、観光地域づくり法人デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、略称DMOの形成確立について伺います。

観光産業を取り巻く環境は大きく変化し、消費者ニーズの多様化、高度化により選ばれる本物の商品、サービスが求められています。那珂川町においても、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンなどを行い、観光客の入り込み数増加を目指しましたが、

思うように効果は上がりず、課題を抱えています。

このような課題を解決するため、また、多様な観光ニーズに的確に対応し、旅行消費を拡大するために、地域の稼ぐ力を引き出していかなければならないと考えます。

国においては、観光ビジョン実現プログラム2019において、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人とする目標の確実な達成のために、外国人が楽しめる環境整備、外国人が喜ぶ観光コンテンツの充実、日本政府観光局と地域における観光地域づくり法人DMOとの適切な役割分担等、連携強化に取り組むとしています。つまりは国の観光政策は、外国人を地方へ誘客し、消費拡大を目指すことに一層力を入れて取り組んでいくとしていることです。

一方、町においても、第2次那珂川町総合振興計画、なかがわ「元気」ビジョンの中の観光の振興における基本方針は、観光ニーズに的確に対応し、地域資源に回遊性を持たせるとともに、地場産業と連携し特産品の推奨を図り、交流人口の増加と地域の活性化に努めるとしています。

このような現状を鑑み、那珂川町も多様な関係者と協働しながら観光地域づくりを行う法人デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、略してDMOの形成に向けて協議していくときであると考えます。

そこで伺います。

DMOの形成・確立について、町はどのように考えているか伺います。

DMOの組織形態は法人格の取得が必要であります。那珂川町観光協会を法人化する考えはあるか伺います。

DMOを中心とした地域の関係者が主体的に参画できる体制を構築するためには、主軸となる町の観光振興計画の策定の必要性があると感じますが、町は策定する考えはあるか伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 観光地域づくりDMOの形成・確立についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、DMOの形成・確立についての町の考えについてですが、DMOは海外において、観光地経営を担う主体として一定の成果を上げている組織のことであります。国において、地域創生の一つの柱として、日本最高戦略2016において、2020年までに世界水準の

DMOを全国に100組織つくるという目標が設定され、組織化が進められています。

さて、町におきましては、近年、観光入れ込み客数の減少が続いており、その原因として、高齢化、人口減少による需要の減少、また、旅行スタイルが従来を見る観光から体験交流型観光へと変わっていることなどが考えられます。

町といたしましては、このような課題を解決していくためには、現在の観光振興の枠組みを超えた多様な主体との連携、協力が図れる体制の構築が必要であり、DMOの形成・確立は一つの手法であると考えます。

次に、2点目、那珂川町観光協会を法人化する考えについてですが、観光協会は、一つの任意団体として町から補助金を受け活動をしている団体であり、法人化については、団体として決めるべきものと考えております。

次に、3点目、観光振興計画の策定についてですが、現在、本年度予算におきまして、観光客を対象とした観光実態調査を実施しており、その調査結果等を踏まえ、地域関係者の協力を得て来年度計画の策定を予定しております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） DMOに関して再質問をさせていただきます。

DMOの役割、その内容については、町は熟知されているということで、一つの手法であるというふうに町長は答弁されましたが、一つの手法であると考え、それを積極的に取り入れていくような考えのもとに、これを考える自治体は、それぞれ戦略会議もまず立ち上げていくもとに形成を行っていますが、そういったことを積極的に考えていくのか伺います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） DMOを積極的に推進して形成をしていく。また、協議をしていくのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、現在の観光の形態等いろいろ変化をしてございます。現在まで観光協会が主体となって観光客の誘客を図ってきたところですが、この辺で新たな組織、どういった観光協会としていくのかということ協議していきたいと考えてございます。

DMOにつきましては、いろいろ国からの有利な補助金等もございますので、そういう方向に進めていきたいと町としては考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 課長の答弁からは、このDMO設立に向けて、まずは多様な関係者とともに協議を進めていくことを進めたいというような、前段の取り組みを進めたいというお考えをお示しいただいたと思います。

まず、戦略会議とか推進協議会とか、さまざまな名称でDMOに対して設置をした、また、設置を目指しているところが栃木県内にもあります。栃木県内では既にDMOを立ち上げたところが日光市と大田原市、2カ所、たったの2カ所なんですね。全国的にはもう二百五十数カ所に上っています。

課長の答弁からもありましたように、なぜ各自治体がDMO形成を目指すのかということ、地方創生絡みの交付金がこのDMOを通してやってくるということでもあります。その前段となる那珂川町は、何と名称をするのかわかりませんが、協議会戦略会議というんですか、そういったところに、どういった人たちを巻き込んでいきたいというふうに考えているのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） どのような団体を巻き込んでいくのかということですが、現在の観光につきましては多種多様な観光、那珂川町におきましても、さまざまな資源がございます。そういった観光資源として使えるような、例えばグリーンツーリズムであったりとか、そういった関係者、また、今ここで何というのは出てきませんが、さまざまな団体を入れまして協議をしていくという方向で考えてございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 国では、前段となる協議会の話し合いをする立ち上げに関しては、地域の関係者である旅館業をされている方とか飲食業、交通事業者、商工会、農林業者、社会福祉協議会、その他グリーンツーリズム関係、ありとあらゆる地域住民を想定しているんですね。そういった方が本当に一体となって、今後の那珂川町の観光業をどうやっていくのか、真剣に話し合う場として、その協議会の設置というのを目指していただきたいと思います。

その協議会を立ち上げたときに、いかにうまくしていくかというのが大きな問題点として一つあると思うんですが、例えば益子町では、振興計画でDMOの設立を明記していて、観光戦略会議を設置して、さらに事務局として、DMOの設立及びマーケティングを行えるよ

うな人材を地域おこし協力隊として募集して、現在活動されているところがあります。

新たにそういった事務局なり核になる人材というのをどのように考えるかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 人材をどのように確保するのかというご質問でございますが、確かに立ち上げ協議の中で、リーダーシップを発揮していただける方がいないと、協議もなかなか進まないだろうと考えているところでございます。その辺につきましては、いろいろ益子町の事例であったりとか、その辺を参考にさせていただいて進められればと思っております。

また、町におきましても、ある程度のリーダーシップを発揮して、その方向に持っていければと考えているところでございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 核となる人材確保が大きなDMO設立に向けての鍵になるのかなというふうに思っています。その事務局としての、先ほどの益子町の地域おこし協力隊の人もそうですが、マネジメントできる人プラス、スペシャリストとしてアドバイザーが必要なんです。あらゆる手を尽くして、そういったアドバイザー的な方を各自治体はコネクションできるようにしていて、益子町も日光市もそういったアドバイザーからさまざまな意見をいただいて設立した、また設立に向けているという状況があります。

そういったアドバイザーの協力も得るといっても考えられると思いますが、そういったことに関しては、いかがお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） なかなか町の中だけでは、そういったスペシャリスト的な方もいるかどうかわかりませんが、こういった設立におきましては、国の相談窓口等もございまして、できればそういったアドバイザー的な派遣などもお願いをして、確保できればと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ちょっと先走って質問しているような感じもあるんですが、その具体的な戦略会議というか、協議会というか、DMOを目指すかどうかを含めた会議の立ち上げ

というのは、どのくらいを目指す考えなのか伺います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 現在のところ、いつということは申し上げられませんが、まずは観光協会におきましても、これからのあり方等も協議をしていくということも伺ってございますので、それを主に、そこから大きく協力者をふやしていくという形で作っていただければと。時期につきましては、早い時期から観光協会の中で協議ができればと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 観光協会の中での話し合いも当然必要であるというふうに思いますし、そこからDMOというものへの理解と、さらなる観光振興をどうしていくかということを中心に話し合っていたいただきたいと思うので、まずは、観光協会の方々と話し合いが大事なのかなというふうに思います。

ただ、いろいろなことがやっぱり早く進まない、さまざまな国の施策に追いついていかないというのか、国からの交付金などを活用することに乗りおこなれてしまうということがあると思うんです。

このDMOを目標と会議の中で掲げられることができるのであれば、振興計画もしくは第2次のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げなくてはなりません、まして掲げれば、そこから設立のための交付措置が受けられる、有利に設置に向けて動けるといこともできますので、会議の中で、DMOの設置を目標と掲げられることができれば、振興計画もしくは創生総合戦略に取り入れるのかどうか伺います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 総合戦略の策定につきましては、準備が始まっている状況でございます。来年度、計画を立てるということでございますので、DMOの設立を見据えたという形で、施策の中に入れられればと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ぜひ早急に、観光協会を含めたさまざまな多様な地域の方々と話を進めていただいて、私個人としては、DMOは設置すべきだというふうに思っているんですが、その辺をよく研究して立ち上げるのであれば、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略に

ひ掲げていただけるよう要望いたします。

国では、2019年1月から出国税が導入されて、出国の際に日本人のみならず、日本に訪れた外国人旅行者にも一律に課せられています。1人1回1,000円徴収されます。正式名称は、国際観光旅客税ですが、観光先進国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図るための恒久的な財源の確保のためにつくられました。

または、訪日外国人をふやすための財源の確保とも言い換えることができますが、地方においては、外国語による表示とか、通信環境が整っていないとか、外国人が旅をしにくいといった課題もあり、こういった課題解決のために、年間400億円以上の税収を見込んでいるんですね。その財源400億円のうち、どれくらいかわかりませんが、大多数がこのDMOを通じて交付されます。というか、DMOにしか来ないというような現状があります。ですから、DMOの設置というのは、これからの町の観光振興を考えていく上では、必ず話し合われるべき目標ではないかというふうに感じているわけです。

ですが、一方で、DMOはみずからの努力で動く自走、要するに自主自立した運営形態を目指さなければならないともされていて、単なる交付金の受け皿ではありません。町への誘客、旅行消費拡大を担う観光地域づくりの司令塔でなくてはならないということもあります。その辺の趣旨をしっかりと押さえていただいて、会議の中で皆さんに理解を求めていただき、町として進めていただければと思います。

観光協会を一つ法人化するという手がDMOにするということにもなりますが、全国的には、DMOの形態というのは、そういった観光協会のような形態のもの、それからまちづくり会社になっているもの、それからシンクタンクとして立ち上げたものという、おおよそ3つの形態になっているようです。

那珂川町には、まちづくり会社もあります。そういった創生なかがわとの話し合いもまぜた話し合いというのもされていくかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 多様な団体との連携というものも必要になってくると。また、那珂川町には、先ほどおっしゃられました観光協会、また創生なかがわ、同じような物販であったりとか、いろいろ共通する部分もございます。多様な人材を獲得するというような意味で、観光協会との話し合いの中で、そういった方向にいければ話を進めていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 課長の答弁にあったように、話し合いを早急に進めていただくということなので、この質問は終わりにしたいんですが、地方創生が進む中で観光産業の拡大、誘客、旅行消費の拡大は町の振興にも大きくかかわってきます。

町には古くからの観光資源、温泉や小砂焼、3つの美術館、そして新しいところでは、日本一美しい村、グリーン・ツーリズム、そして飯塚邸など資源がそろっています。今こそ経営の視点に立った観光による地域経済の活性化、雇用創出を目指して早急に取り組まれることを要望して、この質問を終わりにします。

2項目め、福祉相談事業について伺います。

少子高齢化、人口減少社会が進み、地域では8050問題やダブルケア等の複合的な課題を抱え、制度のはざまにある世帯が顕在化してきたことから、国は地域共生社会を福祉改革の基本コンセプトとして、市区町村に相互的な支援体制の整備を求め、那珂川町では県内でもいち早く事業に取り組み始めました。相談者等からの課題を我がこととして捉える地域づくりと、町内3カ所に設置された福祉相談センターには、相談支援包括化推進員が配置され、推進員は相談内容を丸ごと把握し、地域包括支援センターと連絡調整後、各支援機関等との横断的な支援体制を構築し、対象世帯に対する包括的な支援を実施するというすばらしい取り組みであると感じています。

そこで、2年目に入った現状について、次の点を伺います。

1年間が経過した現在の課題と成果を伺います。

改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すと明記されており、先ほど前段で触れたように、町においても事業概要の中で横断的な支援体制を構築し、と述べています。現状において、課を横断する課題にどのような対応がなされているか伺います。

全ての世代、世帯が抱える複合的な問題を受けとめるためには、相談機関の連携、強化と包括的な支援を担う総合的な組織機能を整え、縦割り意識を変えていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

相談内容を丸ごと把握し、受けとめる相談支援包括化推進員は、多種多様な課題への理解と知識が必要であると感じますが、スキルアップのための研修はどのようにされているのか伺います。

相談内容にはひきこもりの件数が多いとも聞いています。町としては、ひきこもり解消のためにどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 福祉相談事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、事業実施から1年が経過した現在の課題と成果についてですが、福祉相談事業は、福祉ニーズの多様化や複雑化が進む中、複合的な問題を抱える世帯やどこに相談したらよいかわからないという悩みに対し、平成30年4月に身近な相談窓口として、町内3カ所の事業所に包括化推進員を配置し、直接の来所、電話、訪問、メール等の相談を受けております。

成果としましては、平成30年度の相談実績は31件の実件数で、福祉サービスや他制度につながったケースが14件、今年度に継続しているケースが17件で、延べ495回の支援を行いました。町内には多くの相談者が潜在している様子がうかがえ、身近な相談機関がふえたことで、相談がしやすくなったのではないかと推測しております。

また、支援する側からは、包括化推進員がふえ、継続化する課題等についても定期的にかかわりを持ち、相談者との信頼関係をさらに築きながら支援できていることや、関係機関のネットワークが広がりました。

課題としましては、当事者の抱える問題が複雑かつ多様化している方も少なくないため、本人の意思や意向を尊重しながらの支援ですので、なかなか解決できないまま長期化している場合もあります。また、公的な制度のはざままで支援が受けられない方に、地域の受け皿が少ないことも課題かと思っております。

次に、2点目、課を横断する課題にどのように対応しているかについてですが、改正社会福祉法の第106条の3が新設され、市町村は、生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされました。

町では、相談者の家庭が抱えているさまざまな悩みを解決するため、関係課、関係機関とも連携していくことが重要だと考え、昨年度より体制を強化しております。その場合、情報の共有を図り、支援の方向性を統一して、それぞれ役割分担をしながらかかわるチーム支援が基本ですので、関係者を一堂に会して定期的なケース会議を開催し対応しております。

なお、緊急性が高く慎重に対応しなければならないケースについては、個々に連絡をとり合いながら対応しております。

次に、3点目、総合的な組織機能を整え、縦割り意識を変えていくべきではないかについ

てですが、福祉相談事業は、包括化推進員や行政側が受けた相談を包括支援センターが中心となり、介護、障害、健康増進担当や子育て支援課、福祉事務所など、福祉分野を縦横断し縦割り意識をなくした体制で、多面的な意見を聞きながらケースの支援を行っています。また、必要に応じて出席者を加えるなど、さらに縦割り意識をなくすよう現在も実施しております。

次に、4点目、包括化推進員のスキルアップのための研修についてですが、昨年度は町主催の研修が3回、県が主催した研修が1回、国主催の研修が2回あり、包括化推進員のほか町職員も受講しております。しかし、業務の都合により参加できない方も見受けられますので、町研修は各包括化推進員の調整を図り、ぜひ参加していただけるよう配慮してまいりたいと考えます。

また、今年度の町主催の研修では、包括化推進員の方から要望のあったひきこもり支援について、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター、ポラリスの方を講師に迎え、10月に実施する予定です。

次に、5点目、ひきこもり解消のための町の取り組みについてですが、内閣府が公表した調査では、中高年のひきこもりが全国に約61万人いると推定され、若年層を含めた総数は115万人を超えると見られ、ひきこもり当事者や家族に対する適切な支援が必要となっております。

町においても、少なからずこの問題を抱えている方がいると思われれます。その取り組みについては、まずひきこもりに対する正しい理解を深めるための普及、啓発に努めてまいります。

先日も秋田県藤里町社会福祉協議会の菊池会長を講師に迎え、講演会を開催いたしました。藤里町は全国でもひきこもり支援の先進的な取り組みをしており、ともに働き、ともに生きる、また支援する側、される側の枠を超えた地域づくりについてお聞きし、その重要性を確信したところです。今後はさらに住民への理解を求める活動や、同時に当事者家族に対する支援のための受け皿づくり、また、予防という観点から、長期化を防ぐための対策なども関係者等と協議してまいりたいと考えます。

当町のひきこもり支援は始まったばかりですので、藤里町の取り組み等を参考に、ご意見を伺いながら関係機関と協議し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 福祉相談事業について再質問をさせていただきます。

まず1点目です。成果と課題をお伺いしました。成果としては、身近な相談窓口ができてよかったという声が住民の中からも上がっているのを聞いています。推進員の方が親身にお話を丸ごと聞いている状況、真剣に取り組んでいる状況というのは、私も把握させていただいています。

しかし、一方で、課長も述べられていましたが、複雑で多様化した問題というのをすぐに解決するという糸口がなかなか見つからないという、また、受け皿の問題もあるということだと思います。

そういったいろんな受理したケースを一旦ケース会議、受理会議というんですか、そこで包括支援センターが主体となって、いろいろケース検討をされているというふうにも伺っていますが、この包括支援センター主体の受理会議の中に、本当に課を横断してスクールカウンセラーだとか、ソーシャルワーカーだとか、子供や生活困窮者や女性問題に関する専門家も、専門家といたしますか、行政職員、交えた実のある会議というふうになっているのかどうかというのをまずお伺いします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） ご質問の受理会議等に関する内容でございますけれども、

1年間は包括支援センターが情報の窓口となりまして、そのケースを把握した段階で、健康福祉課内の各係ですね、障害、高齢、健康増進の係で包括支援センターを入れた内部のまず受理会議というのを実施しまして、このケースをどのように支援していったほうがいいのかということで方向性を一度決めます。その中で、やはり他機関と連携をとったほうがいいのかとか、あるいは議員おっしゃるとおり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさんとも連携が必要ではないかといった場合には、その次の段階でケース会議を開く予定にしております。

そういったことで、1年間、実施をしてきました。包括化推進員の方から、やはり受理会議も正確に情報が伝わらないのではないかというご指摘もありましたので、今年度からは包括化推進員さんを受理会議に含めまして、その中で話し合いを一度した上で、その後、ケース会議を開くような形で、関係機関の出席を求めて実施をしていこうという方向になっております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ケース検討の会議が一步進んで、推進員も含めた受理会議を行っていくようにしたと。それは一步前進なのかなというふうに捉えますが、その中で単に受理のケースを、こういったことがありましたよということの報告で終わるのではなく、さまざまな受理した内容をきちんとマネジメントできる人の必要性があるのではないか、設置が必要となっていくのではないかと、そういったことも聞かれます。

そういった専門的な分野、多方面にさまざまなことを知っている能力のある、そういったマネジメントできる人材を確保していくべきだと思いますが、それはどのようにお考えになるか伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 今現在は、保健師、社会福祉士、あるいは介護の専門員ということで専門職がおりますが、総合的にマネジメントをするスペシャリストと申しますか、そういった方が現在は町内にはおりませんので、こんな事例に関しまして、そのスペシャリストからのご意見をいただくような場を設けるようにしております。

確かに議員おっしゃるとおり、マネジメントですね、そこが大切な部分だと思いますので、今後、国で示されている基幹相談センターというのが提示されておまして、その中には、いろんな分野からの相談員の相談を受ける人材を育成する、あるいは後見人などの指導というか、受け皿もつくっていくというような形で、幅広く専門性を持った方を配置してはどうかという国の提案が来ておりますので、今後はそういった形で町もできるかどうか、検討していきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ただいま課長がおっしゃられた、そういった専門性を持った方の、マネジメントできる方の配置というのは、ぜひ行っていただきたいと思っております。そういった方がいることによって、せっかく始めた町の相談事業がより実のある事業に転化して、成果を出していくのであるのかなというふうに思いますので、ぜひ配置に向けて努力していただければと思います。

ひきこもりに関して、引き続きお伺いしたいと思うんですけれども、ひきこもりに関しては、若年層に限らず中高年の方もたくさんいらっしゃるということで、那珂川町でも、一定数いるという状況は把握していらっしゃるということなんですが、このひきこもりの件数の把握というのは町でされたんですか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 把握に関しましては、こちらの共生社会の中で地域力強化推進員を配置しております。その中で、包括化推進員さんからの課題が上がってきましたので、ひきこもりに関して実態はどうなっているのかというのを知りたいというご意見もありましたものですから、できる範囲で、正式なものではないんですが、できる範囲で地域に係らせていただいている民生委員さん、あるいは介護支援専門員さん、そういった方が家庭に入っておりますので、そういった方に聞き取り調査をした事実はございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 聞き取り調査、全てを把握されたということではないとは思いますが、聞き取り調査の段階で、どの程度那珂川町には引きこもっている方がいらっしゃるというふうな認識に至ったのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 重複する情報ですので、正確ではないんですが、約70名ほどと認識しております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 重複している数、または把握し切れていない数ということもあると思いますので、70名、もしくはそれ以上の方がいらっしゃるという現実があって、このひきこもりのことに関しては、どういった対策をしていくかというのは、どこの自治体でも大きな課題になっていますし、その前段として、正しい理解の普及ということで、先日、講演会を開いていただきました。あそこに地域の方がどれぐらい来てくれたのかなというのは、ちょっと疑問に思うところです。今、本当にひきこもりの施策に関心のある方、現場で対応されている方、そういった方がほとんどではなかったのかなというふうに思います。

そういったまた正しい理解を社会に普及していく啓発というのは、講演会だけでは難しい部分もあるのかなというふうに思いますが、それ以外の方法で、どのような手段が考えられるというふうに思われているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 多くの方に、まずは理解を求めたいと思っておりますので、機会があれば、さらに講演会、研修会なども企画したいと思っておりますが、それ以外で普

及、啓発するというのであれば、まずは関係機関との理解を含めて、どういった、ひきこもりといひましてもいろいろ背景がさまざまですので、また、関係機関のほうからまずは理解を求めるところで、並行して実施をしていきたいと思っているところです。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 関係機関の理解も含めてということであると思いますが、さまざまな場所で、このひきこもりへの正しい理解というんですか、普及、啓発に努めていただければと思います。

先日の講演会は私も聞きました。藤里町3,000人ちょっとの人口で、当初かなりいたひきこもりの方が今やゼロになったと。それには外に出る機会、やり直しの機会がたくさんあったほうがいと、行くところがないという苦しい思いをどうにか解決する方法で、具体的な居場所づくりをして、そこに一生懸命来てくださいというふうに、菊池会長が何度も何度も足を運んで、居場所に来てくれたということが事例として発表されていました。

課長も先ほど、受け皿づくりというふうにおっしゃいました。そういった居場所というのですか、それは今後どのようにつくっていくというふうにお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 居場所づくりの重要性も認識しておりますが、包括化推進員さん方と、あるいは今従事している相談支援員さん方と協議を進めてまいりたいと思っているところなんです、どういう形で居場所をつくるか、あるいは家族支援をしていくか、本人支援をしていくかというところで、まだ始まったばかりなものですから、今後協議して、どういった方向がいいのかということで話し合いを持ち、受け皿づくりをしていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 本当に大きな課題、社会的な課題でもありますので、よく研究をしていただいて、よりよい方向性で、できればやっぱり居場所というのは必要なのかなというふうに思いますので、つくっていただければなというふうに思います。

先日の藤里町の社会福祉協議会の菊池会長の講演会には、多くの他市町から議員もやってきました。那珂川町、栃木でその先進的な秋田県の藤里町の会長の話が聞けるなんて信じられないと。那珂川町は本当に福祉に特化したまちづくりをされて、素晴らしいですねと、他

市町の議員さんからお褒めの言葉をいただいているんです。まだまだ一歩目ですよというところではお話ししているんですが、その一歩が大きな二歩、三歩につながっていくように期待しまして、この福祉相談事業の質問を終わりにしたいというふうに思います。

3項目め、子育て支援住宅建設後の定住策について伺います。

町は、平成30年8月に那珂川町子育て支援住宅整備事業推進計画を策定し、その目的を2つ掲げています。

1つは、子育て世代の町外からの人口流入を促進するとともに、町内からの人口流出を抑制し、少子化に歯どめをかけ、定住人口の増加を目指すこととあります。もう一つは、若い世代の新しい住民が地域に溶け込み、自治組織の担い手となることにより、地域活性化を促進することとしています。

現在、令和2年3月の入居を目指し、順調に事業が進んでいるものと捉えています。次段階の定住策として、町内に持ち家を取得し、新規住宅に移行できるよう支援していくことを目的とした宅地造成事業計画が予定されていますが、この計画の策定期間と内容を伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 子育て支援住宅建設後の定住策についてのご質問にお答えいたします。

子育て環境の整備、充実は、私が町長に就任以来、強い思いで進めてまいりました施策の一つであり、第2次那珂川町総合振興計画及び那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても重点プロジェクト、重要施策として位置づけし、施策を推進してまいりました。

子育て支援住宅の整備は、昨年8月に策定しました那珂川町子育て支援住宅整備事業推進計画に基づき進めており、多くの皆様のご理解・ご協力により事業に着手し、工事は順調に進んでおります。

本計画は、人口減少の抑制、定住人口の増加を目的としており、子育て支援住宅への入居のみならず、次段階として宅地造成事業を実施することで、そこに持ち家を建て定住していただき、地域の担い手となってもらうことが趣旨であります。

宅地造成事業計画の策定期間とその内容とのご質問でございますが、今後策定する第2次総合振興計画の後期計画や第2次創生総合戦略において、位置づけや内容、実施の時期などを検討し、今年度末に運営がスタートする住宅との関連性も考慮し、スピード感を持って進めてまいりたいと考えているところであります。

具体的な個別計画の策定の際には、その内容などについて、議会や町民のご意見をいただ

きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

子育て支援住宅整備事業は、町長肝いりの重点プロジェクトで、整備に向けて順調に進んでいることと思いますが、子育て支援住宅整備事業の真の目的というのは、町長もおっしゃったとおり、この子育て支援住宅を出て、その後、町に定住していただくことにあるというふうに考えています。

その一方で、子育て支援住宅は、入居しても必ず出なくてはいけない。それがその人にとっていつになるかというのは、子供の年齢によって変わってきますが、その段階で町に定住したくても土地が見つからないとか、または空き家がないとかでは話にならないと思います。

先ほど、町長がおっしゃってくださったように、第2次創生総合戦略の中に明記して、早急に進められるということですので、ぜひ実現していただきたいというふうに思っています。

その上で、宅地造成に関しまして、この子育て支援住宅の整備に関しては、北茨城市とか常陸大宮市とか先進地の事例があるわけなんですよね。その先進地では、子育て支援住宅の宅地造成、定住化施策をどのように進めているかということを具体的に把握されているのか、まず伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先進地の事例に関しまして、ご質問にお答えします。

現在のところ、分譲宅地に関する整備手法についての町の考えはございません。先進地何か所かに問い合わせをしたところ、起債事業により自治体直営で造成工事を行い、区画ごとに売り払いを行ったとお聞きしております。

当町におきましても、整備手法については、今後十分調査、研究し、検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 町が起債して宅地造成事業を行うのがいいのか、または民間事業者の手法を使うのか、さまざまなケースが考えられると思いますので、それは次期創生総合戦略に明記する段階までに十分調査検討していただくべきと思いますが、町長はいかがお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 当然、早急にその手法につきまして、直営でやるか、あるいはプロポーザルとか民間の力をかりるとか、それから地方創生絡みで、そういう国とか県からの指導といたしますか、アドバイス等も考慮しながら早急に進めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

[9番 益子明美君登壇]

○9番（益子明美君） 町長がみずからそうおっしゃってくださるのですから、早急にしているというふうに思います。または、宅地造成だけが次段階の町に定住する施策ではないというふうに思います。

現在町には、高手の里を含め空き地等もございますし、また空き家等もあります。さまざまな形態が町には現段階で存在していますので、そういった支援住宅を出て新規住宅に移行することを早い段階からいろんな選択肢があるよということ、そこに住まわれる方にアプローチしていくこと、移住・定住を担うなかがわぐらし推進係でそれをすべきだというふうに思いますが、いかがお考えになるか伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 早い段階からアプローチをしてはどうかということでございますけれども、ご存じのように、今年度からそうした移住・定住に係る部門としてなかがわぐらし推進係を設置してございます。庁内で密に連絡をとり合いまして、そういった部分がワンストップで解決できるような方策を今後とも研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

[9番 益子明美君登壇]

○9番（益子明美君） なかがわぐらし推進係では割と待ちの態勢ですよ。

そうではなくて、子育て支援住宅に入居する方は、大前提として町に定住したいという意向があるというふうに思うんですよ。ですので、那珂川町としては、こういうところに空き家もありますよ、宅地もありますよ。新しく宅地造成もしますよということ、新しい地域おこし協力隊の方もそこに配置されていますので、その方を中心として、コンシェルジュ的な役割を担っていただいて、特にこの支援住宅の入居者の方々に、こちら側からアプローチしていく。いろいろな情報を定期的にお届けする。または、そこに住んだ方の要望を町につないでいくということをしたらどうですかというふうにご提案させていただいていますが、そ

の件に関してはどうお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） まさに議員おっしゃるとおりだと考えております。地域おこし協力隊を配置しておりますので、積極的にアプローチできるよう、それは入居者に特化したわけではなく全体になりますけれども、そういったのが今後とも充実して活動できるようにしていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 子育て支援住宅整備事業の真の目的は、那珂川町に定住していただくということですので、ぜひ積極的にそのような活動をしていただければと思います。

子育て世代の希望をかなえ、活力あるまちづくりを進めるために、子育て支援住宅整備事業は、定住してこそ真の目的を達成するものであるということを常に念頭に置いていただき、環境整備に邁進されることを期待し、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時20分